

国家知識産権局弁公室

商標使用管理強化に関する通知

国知弁函保字〔2025〕916号

各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団知識産権局

党中央、国務院による知的財産権保護業務を全面的に強化するための決定および施策を真摯に徹底して実行し、「中華人民共和国商標法」「中華人民共和国商標法実施条例」等の法令の規定に基づき、違法な商標使用行為に対する管理を強化し、商標専用権の尊重と適正な行使に対する社会全体の意識を高め、公正な競争を促進し、質の高い発展の実現を推進するため、関係事項について以下のとおり通知する。

一. 目的

人民の利益を至上とし、公正かつ適切な保護を堅持するとともに、社会全体における商標の適正な使用の推進に重点を置き、違法な商標使用行為に対する監督および是正を継続的に強化し、商標を用いた虚偽表示等により公衆を欺き誤認を生じさせる行為を厳格に規制することで、正当で秩序ある商標使用の在り方を断固として維持し、消費者および事業者の利益を適切に保護し、誠実な事業活動と公正な競争に基づく市場環境を積極的に創出し、全国統一大市場の構築を後押しする。

二. 重点的に注視すべき違法行為

(一) 欺瞞的その他の使用禁止事由に該当する未登録商標の使用

「専供（個別仕様）」「特供（特別仕様）」「極品（最高級）」「国」等の内容を含む未登録商標を使用し、商品供給ルートまたは品質について公衆に誤認を生じさせる行為を重点的に注視する。「富セレン（セレンリッチ）」「有機」「零添加（無添加）」「100%」等の内容を含む未登録商標を使用し、かつ、表示された商品の実際の品質が当該内容と一致せず、主要原料、成分等の商品特性について公衆に誤認を生じさせる行為を重点的に注視する。地名、年次または「手工（手作り）」「手打（手作業）」等の内容を含む未登録商標を使用し、商品の産地、生産時期、生産工程等の特性について公衆に誤認を生じさせる行為を重点的に注視する。

(二) 登録商標の欺瞞的使用

登録商標を商品名称、広告表現、商品包装装飾等と組み合わせて使用し、商品の品質、産地、工程等の特性について公衆に誤認を生じさせる行為を重点的に注視する。登録事項を無断で変更し、商品品質等の特性について誤認を生じさせる行為、または他人の商標に便乗する目的で変更する行為を重点的に注視する。

(三) 登録商標の冒用

欺瞞性を有する未登録商標に登録表示を付し、または登録商標である旨を表示する行為を重点的に注視する。

(四) 使用すべき登録商標を使用していないこと

たばこ分野、特に電子たばこ等の新型たばこ製品を重点的に注視する。

(五) 事業活動における「馳名商標」の文字の強調

認定記録を有する「馳名商標」の文字を広告に使用する行為を重点的に注視する。

(六) 団体商標、証明商標の不正な使用

使用管理規則の品質要件に適合しない商品に団体商標、証明商標を使用する行為を重点的に注視する。

(七) 商標代理機関による違法な代理

商標代理機関およびその従業者による悪意ある商標登録出願、悪意ある「3年不使用取消審判請求」等の商標権者の利益を損なう行為を重点的に注視する。

三. 取り組み

(一) 体制の整備

管理監督部門との分業協力体制の整備・確立を図り、違法な商標使用行為の通報受付体制を整備し、通報ルートを円滑化し、連携を強化して協力体制を構築する。

(二) 重点的な調査の実施

日常の監督および世論動向監視を強化し、人民の切実な利益に関わる食品医薬品、子供おもちゃ、家電製品等の分野を重点対象とし、商標を利用して消費者を欺き、誤認を生じさせる違法の手がかりおよび不正行為を迅速に発見し、商標使用管理および法執行指導の強化を図る。

(三) 情報への迅速な対応

違法な商標使用行為および不正な手段による商標代理市場秩序かく乱等に関する違法の手がかりについて、市場監督総合法執行隊に通報し、法に基づいて迅速に対応させる。越境案件の手がかりについては各上レベル知的財産権管理部門へ順送りに報告し、調整して処理することができる。

(四) コンプライアンス指導の強化

事業者への周知・指導を強化し、商品およびサービス品質の保証、商標の信用の維持、投機心理の排除、誠実な事業活動の実践を促す。商標の保護、運用等の関連政策において、商標の適法な使用に関する要件を強化し、商標の適正な使用を事業者に積極的に促す。

(五) 総合的な是正の強化

商標代理機関の監督を強化し、業界団体の役割を十分に發揮させ、商標代理機関に対し、出願人に正しい商標の出願および使用に関する理念を伝達するよう、自主的な対応を促す。信用情報に基づく監督を強化し、各種違法行為により重大な結果を招いた主体に対し、法に基づいて信用失墜懲戒措置を講じる。

(六) 良好的な機運の醸成

商標関連法令の周知を強化し、商標使用管理業務における典型事例および経験を迅速に総括し、商標専用権を尊重し、正しく行使する社会的機運を積極的に醸成する。

各省レベル知識産権局は、政治的立場および政治に対する意識をさらに高め、商標使用管理強化の重要性を深く認識し、業務への積極性および主体性を実効的に向上させ、現地の実情を総合的に分析判断したうえで、業務の一元的調整と協力を強化し、適法適正な商標の使用秩序を形成し、公衆の利益を確実に保護しなければならない。

国家知識産権局弁公室

2025年11月17日

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/21/art_75_202674.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。